

植民地化前のジャワの国家に 関する覚書

——一七、一八世紀マタラム国家の
支配体制を中心に——

宮本謙介

はじめに

筆者が、別稿⁽¹⁾で植民地期ジャワ社会の特質を検討した際、そこでの主たる関心は、植民地支配によって在来の社会経済構造が如何に歪曲し再編成せしめられ、その停滞的構造が再生産されるに至ったかを明らかにすることであった。しかし、前稿では極めて不十分にしか扱えず、今後の課題としておいた論点のひとつに、植民地化前のジャワ社会が如何なる特質を有し、如何なる歴史的段階にあったかを検討するという問題があった。植民地支配の浸透が、在来の社会的、経済的諸関係に規定されたそれ以上に有り得ないとするれば、かかる課題は植民地時代の社会構造を把握するためにも不可欠の課題であり、同時にインドネシア史の発展を正当に評価するという見地からも重要であろうと考える。

そこで小論では、一七世紀前半にジャワのほぼ全域を支配下

に治め、スマトラやボルネオの諸王国にも宗主権を及ぼしたと言われるマタラム王国の支配体制を検討し、ジャワ中世社会を把握する予備的考察としたい。

ところでマタラム国家史に関する研究は、すでにスフリーケ⁽²⁾ (B. Schrieke)、『ドゥ・グラフ』(H. J. de Graaf)、『ムルトノ』(S. Moertono)、『リックレフス』(M. C. Ricklefs)らによって行われている。スフリーケはジャワ歴代諸王朝の精神面における支配イデオロギーの連続性、不変性を強調する所に特徴があり、ムルトノも基本的にはスフリーケの所説に依拠しているように思われる。しかし、スフリーケが「一七〇〇年ごろのジャワの構造は、七〇〇年ごろのジャワのそれとほとんど交わらない⁽³⁾」⁽⁴⁾と言い、ムルトノが「この四〇〇年間(一六一—一九世紀)、マタラム国家の構造に基本的変化はおこらなかった⁽⁵⁾」⁽⁶⁾と言うとき、支配イデオロギーの連続性と社会構造の問題を混同してしまつて、ジャワ中世史を停滞的に捉える危険性を有していると言わざるを得ない。また、ドゥ・フラーフの研究は、マタラム王朝の興亡やオランダ東インド会社 (Vereenigde Oost Indische Compagnie、以下VOCと略記)との抗争についてはきわめて精緻であるが、王朝変遷史的叙述に終始して、国家の歴史的性格や構造的把握といった視点が希薄である。リックレフスの場合も一八世紀のジャクジャカルタ王朝史に限定したもので、やはり政治史、王朝変遷史に偏重しているように思われる。

小論では、これらの諸研究を利用しながらも、筆者独自の視

角からマタラム国家像を再構成するために、その歴史的性格を考ふる上で重視すべき若干の論点を提示しておきたい。ただし、知りうる史実の限界から今回は主に国家の支配体制の検討に絞らざるを得ない。

- (一) 拙稿「オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成」(『歴史学研究』四九七号)、『Pemerintahan Kolonial Belanda dan Reorganisasi Sosial di Jawa (mimeo, unpublished, 1982)』同「中部ジャワにおける地主制の形成と甘蔗プランテーション」(『一橋論叢』第八一卷第五号)、『同「植民地期ジャワにおける農民の階層分化」(『一橋研究』第七巻第一号。同「オランダ植民地支配と東部スマタラ社会の再編成」(『月刊アジア・オフロカ研究』一九八三年二月号)。
- (二) B. Schrieke, *Indonesian Sociological Studies*, Part II, The Hague, 1957.
- (三) H. J. de Graaf, *De Regering van Panembahan Senapati Ingalaga*, Verhandeling van Ret Koninklijk Instituut voor Taal-, Land-en Volkenkunde (VKI) vol 13, 's-Grav., 1954. Do, *De Regering van Sultan Agung, Vorst van Mataram, 1613—1645, en die van zijn Voor-ganger Panembahan Seda-ing-Krapyah, 1601—1613*, VKI, vol. 23, 1958. Do, *De Regering van Sunan Mangku-Rat I Tegal-Wangi, Vorst van Mataram, 1646—1677*, VKI, vol. 33, 1961. Th. G. Th. Pigeaud and H. J. de Graaf, *Islamic States in Java, 1500—1700*, VKI, vol.

70, 1976.

(4) S. Moertono, *State and Statecraft in Old Java: A Study of the Later Mataram Period, 16th to 19th Century*, Ithaca, N. Y., 1968.

(5) M. C. Ricklefs, *Jogjakarta under Sultan Mangkubumi, 1749—1792, A History of the Division of Java*, London, 1974.

(6) Schrieke, *op. cit.*, p. 4.

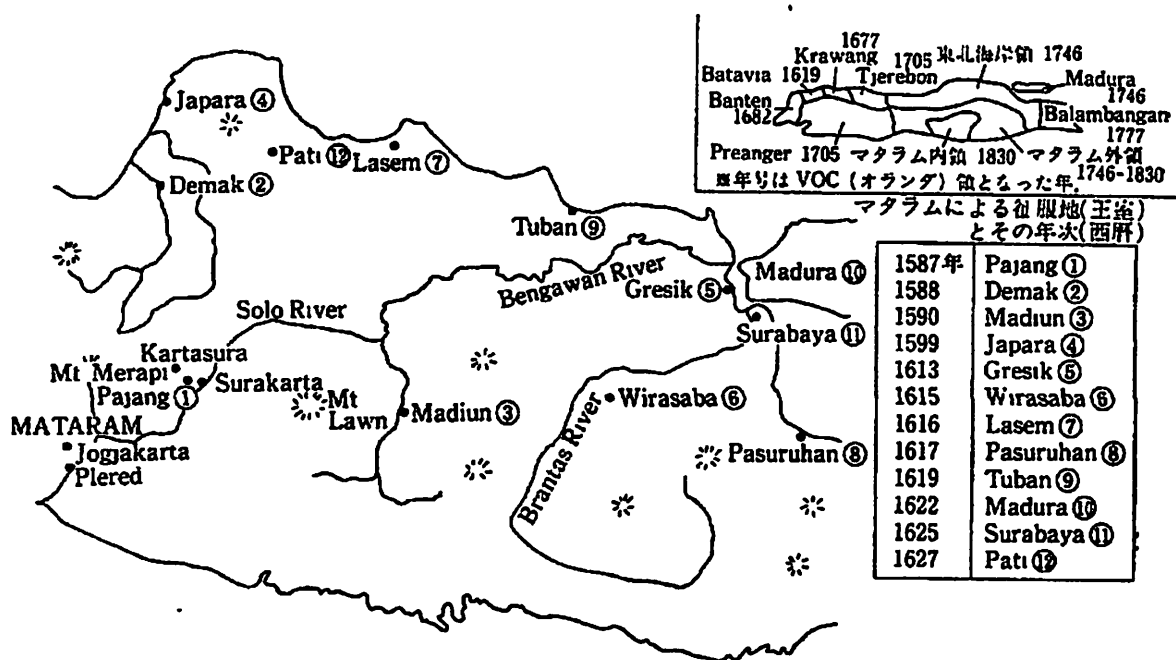
(7) Moertono, *op. cit.*, p. 6.

一 マタラムの興亡と支配原理

マジャパヒト (Madjapahit) 王国滅亡(一四七八年)後のジャワ中・東部では、ほぼ一五〇年じわたって群雄割拠の時代が続くが、その中でジャバング (Demak)、『ジパング (Jipang)』、『パヤン (Pajang)』等の王国が、他の小国家群を従えて比較的優位に立ち上った。一六世紀に至るとパヤンの風潮であったマタラムが勢力を得て、次頁に示したように次々と領地を拡大し、ついに東部ジャワの強国スラバヤを征服して(一六二五年)中・東部ジャワの支配権をほぼ掌中にする。そして、第三代王スルタン・ヌナン (Sultan Agung) 治下に、ジャワ西端のバンテン王国とバ○○の居留地バンタロンを除いてジャワのほぼ全域を支配下に治め、最盛期をむかえることになる。

マタラムの領地拡大は、もちろん征服戦争によるものが大部分で、和議によって服属せしめた場合にも軍事力の優位を背景

マタラム王国の征服地略図



にしていたことは言うまでもない。すなわち、実力によって各地の支配者を服属させたのであり、そのことは当然、支配階級内部の矛盾が実力によって表面化することを不可避としていた。度重なる王位継承戦争や大規模な内乱はその典型であり、その度ごとに軍事的援助をうける代償としてVOCへの領土割譲と内政干渉を許す結果となっている(マタラム王国略年表参照)。

マタラム国家衰退の兆しは、早くも第四代王アマンクラート一世治下に、マドゥラ王子トルナジャヤ(Trunadaja)の乱の鎮圧でVOCにクラワンとブレアンゲルの一部を割譲したことに始まり、決定的には一七四〇—四五年の華僑暴動鎮圧の際の東北海岸領(Pasisir)割譲による北岸貿易港の喪失、それに第三次王位継承戦争によるジョクジャカルタ王家とスラカルタ王家への分裂であった(一七四九年)。

このように、マタラム国家の興亡の歴史は、その実力的性格を特徴としており、したがって王は支配階級内部の分裂・抗争を未然に防ぐために様々な統一政策をとっている。

まず注目すべきは、王権の実力的性格を精神面で宥和するために、支配イデオロギーの役割が重視されていることである。しかもその場合、先行国家体制の枠組をテコとして、王が正統な後継者(太古以来の伝承上の王の末裔であるといった主張を含めて)であるとする論理によって、自己の支配を強化するのが特徴である。

マタラム国家は、イスラム教の強い影響を受けているので、王と神を同一視することはないが、王は神と世俗を仲介する唯

マタラム王国略年表

王位 (西暦)	主な内乱	VOC への領土割譲
1 Senapati Ingalaga (1582—1601)		
2 Seda-ing-Krapjak (1601—1613)		
3 Sultan Agung (1613—1645)		
4 Amangkurat I (1645—1677)	Trunadjaja の乱 (1675)	1677, Krawang,
5 Amangkurat II (1677—1703)		1705, Tjerebon, Prianger 東部 Madura.
6 Amangkurat III (1703—1705)	第1次王位継承戦争 (1703—08)	
7 Pakubuwana I (1705—1719)		
8 Amangkurat IV (1719—1726)	第2次王位継承戦争 (1718—23)	
9 Pakubuwana II (1726—1749)	華僑暴動 (1740—45)	1746. 東北海岸領・ 全 Madura.
10 { Jogjakarta Mangkubumi I (1749—1792)	第3次王位継承戦争 (1746—55)	1777. Balambangan.
{ Surakarta Pakubuwana III (1749—1788)		1830. マタラム内領・ 外領

一の存在であり、地上における神の代理人と見做される。言い換えれば、王権神授説にも似た論理によって王の絶対的権力が主張されるのである。しかも、その正統性の根拠として、先行王朝の後継者であることを必須要件としているので、その証しが様々な方法においてなされる。マタラムの歴代王は、マジャバヒトの王冠や家宝(ブサカリ)超能力をもつとされるジャワの短剣等(スルピヤ)を継承したと言われるし、あるいは政略結婚による先行王朝との血縁関係も重視された。例えば、マタラム軍がデマック王族の一人であったマディウン王の領土を制圧したとき、スナパティ(Senapati Ingalaga 初代マタラム王)はその王女を妻とし、デマック王家との姻戚関係をつくっている。これによって先行王朝デマックとの血縁関係が成立し、ひいてはマジャバヒトをはじめとする古代ジャワ帝国の正統な後継者たることを主張する有力な根拠とされたのである。

また、各王がジャワの年代記を編纂させるにあたって、支配の正統性を示す証しとしてジャワの神秘主義を利用したことに注目してよい。一例をあげると、バクブワナ(Pakubuwana)二世に関する年代記の叙述では、王自身が南海の神ラトゥ・キドゥル(Ratu Kidul)の権化であるとし、聖地マウン・ラウ(Maunt Lawu)に住むとされる伝説上の聖者スナン・ラウ(Sunan Lawu)の娘を妻にしたとしていることなどにも示されている。

また、グステイ (Gusti 主人) 対カウラ (kawula 召使) として表現される王対民衆の關係も、宿命的な人格的依存關係として説かれており、支配者のみが神秘主義 (wadi) を利用でき、神聖な知識 (ngelmu) を身につけることができる⁽⁷⁾。かかる宿命論的な觀念は、ジャワ固有の神秘主義の上に、イスラムのな予定論 (tekdir) を融合させたものと考えることもできよう。

次に、王を頂点とする支配体制を正当化し、支配階級内部の矛盾を調停する公的機能として、支配階級の位階制的編成がある。王権は諸階級を一定の身分的地位におくこと⁽⁸⁾によって、その実力的支配を公的関係として展開させている。

まず王自身について見ると、スルタン・アグンは文字どおりスルタンの称号を用いているが、同時にススフナン・ンガラガ・マタラム (Susuhunan Ngalaga Mataram) とも称している。ススフナンとは聖職者の称号であるスナン (Sunan) を語源とし、ジャワでは最高の神聖な地位を表わす称号とされてお⁽⁸⁾り、ジャワ固有の起源を持つ。スルタン・アグンの次王アママンクラート一世からは、スルタンではなくススフナンの称号を用いており、ここにもイスラム化の不徹底が見られる。

また、王子はバンゲラン (Pangeran) という称号を用い、宮廷の宰相 (Pati) にはラディアン・アディンティ (Raden Adipati) という貴族としては最高の称号が与えられる。そのほか、王の親族や高位官僚であることを示すのに、グステイ (Gusti)、トゥムンギン (Tumenggung)、ラディアン (Raden)、ンガプイ

(Ngabehi)、ランガ (Ranga) 等の称号がある。これらの称号は、宮廷内の貴族・官僚層ばかりでなく、地方支配を委任された首長層にも与えられている。支配層内部の上下關係については、称号による表示の他にも、マホメットの生誕祭 (Garebeg Moelod) で王族と官僚が一堂に会すとき、座席の序列によって官僚とエラルキーにおける各自の地位はきわめて明瞭に示される⁽⁹⁾という。

支配体制の中にあつて独自の地位を与えられたのが聖職者である。周知のように、イスラム教の世界では、キリスト教のような独自に組織された聖職者ヒエラルキーは存在しないが、しかし都市にあるモスクの長 (Pengulu) などは、土地を下賜された上、行政機構内にその地位を認められ、下位聖職者の任免権を持っていた。

以上、本節では、マタラム国家における支配の実力的性格、それを正統化する論理と支配層の階層編成について概観した。これらは、いずれもマタラム国家を特徴づける重要な指標であるが、しかしその歴史的性格を考えるためには、やはり前近代の社会構造を規定する要因として最も重視すべき土地所有關係の検討が必要であらう。そこで次節では、マタラム国家における土地所有權と租稅收取權の編成について、その諸特徴を検討してみる。

(1) Pigeaud and de Graaf, *op. cit.*, pp. 26—33. 略図に示したほかにも、一六世紀末には西部ジャワ・ブレアンゲル地方の支配者たちに、チェリボン (Cheribon) 王家 (マ

マタラムの風臣)を介してマタラム王の宗主権を認めさせた。
de Graaf, De Regering van Sultan Agung, op. cit., blz. 193. また、実質的な支配権は及んでいなかったと思われ、
 32' クトールのジヤンシ (Djambi) とヤンシヤン (Palemban) ' 南部スマタラ (Sukadana) の各酋長をマタラムの宗主権を認め、貢納をせよとする (一七世紀中頃の事)。
de Graaf, De Regering van Sunan Mangku-Rat I, op. cit., blz. 53—67.

(2) 形式的には租借の形をとり、VOCは王に毎年二万アンを支払ったが、同時に王は宮廷内でのオランダ人監督官 (Resident) の駐在と宰相の任命に際してVOCの承認を義務づけられた。Ricklefs, *op. cit.*, p. 38.

(3) *Ibid.*, pp. 68—71.

(4) Schrieke, *op. cit.*, p. 7.

(5) Pigeaud and de Graaf, *op. cit.*, p. 32. マタラム國家にせうても、政略結婚は支配体制を維持する常套手段であり、各王はほとんど例外なく、その直系親族あるいは姻戚關係にある貴族を地方首長や官廷の要職に付けている。
 Moertono, *op. cit.*, pp. 108—109.

(6) Schrieke, *op. cit.*, p. 10. シヤラムの年代記 *Babad Tanah Djawi* 249。

(7) Moertono, *op. cit.*, pp. 14—16.

(8) *Ibid.*, p. 38. シヤラムに浸透したイスラム教は、神秘主

義的性格の強いスーフィー派が主流であり、シヤラム固有の神秘主義を受け入れる素地があったと言われよう。

A. H. Johns, "Sufism as a Category in Indonesian Literature and History," *Journal of Southeast Asian History*, vol. 4, no. 1, 1963.

(9) Moertono, *op. cit.*, p. 99.

二 土地と農民支配の特徴

(一) 領地の編成と地方支配

マタラム王の支配した地域 (VOCへの割譲以前) は、大きく分けてマタラム内領 (Negara Agung) ' 外領 (Mantjanegara) ' 東北海岸領 ' フレアンゲル領 ' 海外領 (Tanah Sabrang) から成るが、海外領についてはほとんど実質的な支配権は及んでいなかったと思われる。

内領とは、バヤン王国が中部ジャワを制覇していた時代に、バヤン・ジバン戦争の際の恩賞として、バヤン王がキ・ハマナ (Ki Pamanahan スナバティの父) にマタラムの地を下賜したのが起源とされている⁽¹⁾。したがって、当時マタラム王家はバヤン支配の一領主にすぎなかったのである。マタラムの興隆とともに、内領には王の直管地 (Narawita=首都およびその周辺の地、首都は一六六〇年まで Plered、それ以後 Kartasura) をはじめ、王の親族や宮廷内の高位官僚の封地 (tanah lungguh) が設定されるようになった⁽²⁾。

一方、外領や東北海岸領、フレアンゲル領は、マタラムが新

たに獲得した領地であり、これを統治するにあたっては、王の親族や宮廷内の官僚を征服地の支配者II プバティ (Bupati) として派遣するという方法がとられた。ただし、和議によってマタラムの支配権を認めた地方支配者 (王室) に対しては、姻戚関係を結んだ上で、当該地方の支配権を温存した場合もある。例えば、スルタン・アグンは、西部ジャワのチュリボン王家に対して、その王女を妻にした上でチュリボン王の支配権を承認している (一五九〇年)。

大規模な封地の所有者は王の親族や宰相であるが、様々な下級官僚クリウォン (Kliwon) にまで小規模ではあれ封地が付与されているので、内領はかなり細分化していたものと思われる。また、外領や東北海岸領、ブレアンゲル領が何人のプバティによって分割統治されていたかは明確ではないが、東北海岸領については、デイ (P.H. D. Clive Day) が三六のプバティ支配地域 (regency) から成るとしているのに対して、リックレフスは約三〇としている。

次に注目しておきたいのは、封地所有者やプバティの支配権についてである。彼らは後述する各種租税の收取権や徴兵権の他に、独自の裁判権や下級官吏の任免権も認められ、また財政面でも一定の自律性をもっていたと考えられる。各プバティは、領内の政務に宰相を任命するなどマタラム中央に類似した支配体制をとっていたと言われるし、下位首長やプバティの親族に封地を付与していた例もある。

しかし、同時に王は宮廷官僚やプバティの任免権を掌握して

おり、官僚やプバティの権力強化を防止するために、いわゆる転封・改易も行っている。一例をあげると、アマンクラート一世は、一六六〇年にパティ (Pati) のプバティを、一六六二年にはヤバラ (Japara) のプバティを、ともに VOC と独自の交易関係を結んだことを理由に処刑している。これは、プバティが王のコントロールを越えて外交・貿易活動に乗り出したことに対する措置であり、王による外交・貿易の独占を實力によって確保した例である。時期的、地域的な相異はあるとしても、やはり王の権能が、プバティの支配権に対して、より規定的であったと考えざるを得ない。しかし、先の例は、マタラム国家の支配体制に王の専制的権力とプバティらの領域的支配権との矛盾II 対抗が内包されていることを示しているのであって、それが地方反乱として表面化した例も少なくない。一六一七年、バヤンのプバティは、当時まだマタラムから独立を保っていたトゥバン (Tuban) の支持を得て反乱を起こしているし、第一次王位継承戦争の際には、マドゥラのプバティとスラバヤのプバティが同盟を結び、パンゲラン・プーゲル (Pangeran Puger) 後のバクワナ一世の支持を得て、アマンクラート三世に反逆したという例もある。

プバティや封地所有者は、地方支配における一定の自律的権限を付与されているが、しかし、王は彼らの権力強化を防止するために、あくまで任免権を掌握して世襲を公的には制度化していない。この点でも、マタラム国家においては、王の専制的権力と地方支配者の領域的支配権との矛盾II 対抗を内包しながら

年次	内領のチャチャ数	外領のチャチャ数	推定人口
1755年	106,200 { ジョクジャカルタ 53,100 スラカルタ 53,100	66,300 { ジョクジャカルタ 33,950 スラカルタ 32,350	86万人
1773年	138,940	63,150	101万人

(出典) Ricklefs, *op. cit.*, p. 71, 159 より作成。

(注) 1773年には、それまで外領であった Kaduwang, Banjumas, Pamerden, Patjitan の各地が内領に編入されている。推定人口は一世帯5人として算出。

応する職田 (Bengkok) を与えることが多かったので、それを除く耕地の五分の四が課税地となり、課税地の収穫を王(および下位支配者)と農民が折半することを原則とした。¹³⁾ この課税地の単位がチャチャ (Cakka) で表示された。一チ

ら、やはり前者による上からの統制が強力であったと見るべきであろう。

(二) 租税収取権の編成

次に地方における土地所有関係を検討するが、ここではその実現形態たる租税収取関係に着目してみる。

ジャワ中・東部では、少なくとも一六世紀以降、「マロン制」(Maronstelsel) と呼ばれる生産物の分配租税制度が普及していた。この制度の原則は、収穫(主に米)を五等分して、王が五分の二、徴税にあたるブクル (bukul) が五分の一、直接生産者(農民が五分の二)を取得することであった。実際には、ブクルに対して五分の一取得分に相

チャチャは、一世帯が農業のみで生計をたてられる耕地規模にほぼ相当し、後年にカルジャ (Kardja)、あるいはバウ (bau) と言われた面積単位にあたる。¹⁴⁾

また、チャチャが軍事力を示す単位でもあったことに注目しておきたい。既述のようなマタラム国家の実力的性格から判るように、行政の重要な機能のひとつは軍事的なそれであり、戦時には各世帯は少なくとも一人の軍役を出すことが義務づけられていたので、チャチャ数は支配層の徴兵力の表現でもあったのである。一八世紀中ごろの VOC の記録によれば、ジョクジャカルタ家の王マンクープミの支配地域は一〇万チャチャとされており、これは一〇万の兵を徴発しうることをも示していたのである。¹⁵⁾ このように、チャチャは耕地に対する課税単位であると同時に、軍事力の表現でもあったのである。

マタラム全体のチャチャ数は明らかではないが、ジョクジャカルタ王家とスラカルタ王家への分裂以後(一八世紀後半)の内領と外領のチャチャ数は上の表の如くである。

チャチャに対して農民が負担する租税は、バジュック (Bajuk) という現物または金納の土地税と、王および下位の支配者層が収取するグラダック (Gadag) という賦役、それに王による臨時の追徴税 (pendoetan) から成っていた。そこで次に、内領、外領、東北海岸領、ブレアンゲル領の順に、オランダ領編入以前のバジュック収取権の編成を見てみる。

まず内領では、王はその収取権を封地所有者に移譲するが、新たに封地所有者となった者は、初めて収取したバジュックの

み封地下賜に対する献上金として貨幣で王に上納する⁽¹⁶⁾。封地所有者は、ブクルに対して徴税請負義務と職田所有権の内容を規定した証書⁽¹⁷⁾ピアグム(Piagam)を与えて実際の徴税にあたらせる。封地は、村落を単位として複数の村落を下賜するのが基本である。この封地では、前述の「マロン制」に基づいて封地所有者と農民が収穫を折半することになる⁽¹⁸⁾。封地の規模は官職の地位によって異なるが、例えば宰相に直属する十二人の高官⁽¹⁹⁾ウエダナ(Wedana)の場合、千と数千チャチャの封地を所有し、ウエダナの下位にあたるクリウォンでも数十と数百のチャチャを封地として所有している。また、王の直営地は、ウエダナ・ミジ(Wedana Midji)と呼ばれる官僚によって管理され、米をはじめとする様々な食糧が王家に供給されているが、直営地の規模は明らかではない⁽²⁰⁾。

次に、外領と東北海岸領の收取関係をみると、ここでは職田を除く課税地の収穫を農民と王(および下位支配者)で折半するのが基本である。後者の取得分からは、プバティがその五分の一、下級官吏が五分の一、王への上納分が五分の三分で分配されたというから、王の取得分は全体の一〇分の三(職田を含めると全耕地の収穫の二五分の六⁽²¹⁾二四%)ということになる。バジュックを貨幣で納める場合は、一七世紀には一チャチャあたり四分の一レアル(二分の一チャチャの米収量の平均価格)であったが、一八世紀に入るとこれが一レアルに上昇している⁽²²⁾。詳しい経緯が判らないので、これが貨幣価値の下落によるものであるのか、それとも収奪の強化に基づくものであるのか

かといった点について明確な判断は下せない。ただし、一七世紀段階では、バジュックは年に一度、すなわちマホメットの生誕祭(回教曆三月)に徴収していたが、一八世紀に入ると年に二度行うようになった(Garebag Moelod)に加えて Garebag Poasas断食の終了を祝う祭—回教曆九月に徴収)。これは灌漑技術の向上などから二期作が普及したためであり、したがって金納税の増徴は一定の農業生産力の上昇に対応した収奪強化であった可能性もある。

次にブレアンゲル地方では、王は外領や東北海岸領のようなバジュック課税や賦役徴発を行わず、すべて一世帯年間一レアルの人頭税による徴収とし、現物税は各地の特産物(綿糸、藍、砥石、鳥獣の毛皮等)の上納のみを義務づけている(一七世紀後半)。これは、当地が官廷から遠くにあつて現物輸送が困難であることや、山岳地帯が多く未だ焼畑移動農耕を中心とするため、耕地を単位とした課税が出来なかったためである。一六四一年にスルタン・アグンがブレアンゲル領内のバンドゥン(Bandoeng)、バラカンムンチャン(Parakanmoentjang)、スカブラ(Soekapoera)の三地方にプバティを任命したとき、各プバティには支配領域を示すのではなく、支配対象の戸数を示している⁽²³⁾。また、当地のプバティには、王の徴税とは別に生産物の一〇分の一税(チニク、tjoke)を各戸から徴収することが認められている。

以上から、マタラム国家におけるバジュック收取編成に特徴的な点は、收取権が重層化し、その頂点に王が位置しているこ

とである。土地所有関係が租税收取によって実体化するものである以上、これは王を頂点とする土地所有関係の階層的編成を示すものと言えよう。かかる特徴は、租税のもう一つの形態である賦役の徴発権においても同様にみられるのである。

マタラム国家における賦役は、国家(王)が收取する賦役(herendienst = Pega-wejan)から、プバティや封地所有者、さらには村落支配層が徴発する賦役(pantiendienst, 各首長宅での雑役や職田耕作)まで多様である。

国家の收取する賦役には、水利、道路、宮殿建設などの公共事業の他に軍役がある。特に軍役は徴兵権のあり方をみる上で重要であるが、ここでは王がその統帥権を最終的に掌握していたことに注目しておきたい。スルタン・アグンは、一六二四年にスラバヤを攻撃した際には約二万の兵を、また一六二八年にバタビアを包囲した時には三万の兵を送っているが、その大部分は徴兵に拠っていたとい⁽²⁴⁾う。一六二四年の『バタビア城日誌』でも、当時のマタラムの戦力は、兵三万、荷車八千、帆船五百と記して⁽²⁵⁾おり、強国スラバヤやバタビア攻撃には最大限の軍役を徴発したことになる。先に見たように、プバティが独自に軍事力を組織して反乱を起こすという例もあるが、基本的に王の徴兵力の方が優位に立っていたと考えられる。

日常的な各種賦役の負担がどの程度であったのか、詳しいことは不明である。ただ、かなり後の時代のことになるが、オランダ領編入後の東北海岸領のスラバヤ地方を例にとると、各村々の賦役負担者は、官吏宅での雑役、公文書配達、治安警備、

公共事業、物資輸送、オランダ植民地政庁のコーヒー栽培などの賦役を分担しており、その中でプバティをはじめとする各級官吏が收取する賦役量を見ると、一日にプバティ一七〇人、パティ四〇人、マントリ以下多数の下級官吏一と二〇人で、その合計は五千人にも達しており、賦役負担者は年間四と五ヵ月も出役することになる。オランダ政庁のコーヒー栽培では、六と七ヵ月に達する場合もあるとい⁽²⁶⁾う。VOCへの領土割譲以後は、基本的にはマタラム国家の收取分をオランダが継承しているものであり、右のような苛酷な賦役徴発がマタラム領内でも行われていた可能性が強い。

以上の検討から、マタラム国家では、王の専制的権力と地方支配者の領域的支配権との矛盾^{||}対抗という側面を孕みつつも、租税收取権の重層構造に規定されて、王を頂点とする土地所有関係の階層的編成がみられる点に特徴があったと考えられる。

- (1) de Graaf, *De Regering van panembahan Senapati Ingalaga*, *op. cit.*, blz. 44.
- (2) G. P. Rouffaer, "Vorstenlanden", *Adatrechtbundel*, Vol. XXXIV, Serie D, no. 81, blz. 282.
- (3) Moertono, *op. cit.*, pp. 108—109.
- (4) P. H. D. Clive Day, *The Policy and Administration of the Dutch in Java*, London, 1904, p. 94.
- (5) Ricklefs, *op. cit.*, p. 247.
- (6) S. Kalf, "Javaansche hoofdamptenaren", *Koloniale Tijdschrift*, 1920, blz. 498. Day, *op. cit.*, p. 110.

- (7) *Sejarah Nasional Indonesia*, Jakarta, Departemen Pendidikan Dan Kebudayaan-R. I., 1975, 6 vols., IV, h. 6. Kalf, *op. cit.*, blz. 499. *Onderzoek naar de Mindere Weivaart der Inlandsch Bevolking op Java en Madura*, 33 vols., Batavia, 1904—1914 (シラ OMW) IX, blz. 128.
- (8) *Sejarah Nasional Indonesia*, *op. cit.*, h. 21. Moertono, *op. cit.*, p. 111.
- (9) de Graaf, *De Regering van Sunan Mangku-Rat I*, *op. cit.*, blz. 143. Pigeaud and de Graaf, *op. cit.*, p. 61.
- (10) de Graaf, *De Regering van Sultan Agung*, *op. cit.*, blz. 43—45.
- (11) Moertono, *op. cit.*, p. 105.
- (12) ただし、王族の封地はスラカルタで領地全体の一五%、シロジャカルタはスラカルタの一部分を優先的に所有する権利を認めつつも、その完全な封地の中継ぎとは認めない。
- (13) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 316.
- (14) *Eindresumé van het bij Gouvernements besluit d. d. 10 Juni 1867 no. 2 bevoelen onderzoek naar de rechten van den inlander op den grond op Java en Madura*, 3 vols., Batavia, 1876, 1880, 1896. (シラ Eindrésomé) III, blz. 7. OMW, IX blz. 117.
- (15) Ricklefs, *op. cit.*, pp. 422—423.
- (16) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 314.

(17) ただし、シロジャカルタとスラカルタへの分譲以後は、封地の細分化が進んだため、同一村落内に複数のマンサパシを認めるよう、専断が生じ、「村落戦争」(perang-desa)と称される封地をめぐる土地紛争が各地で起つた。Eindrésomé, III, blz. 7—8. OMW, IX, blz. 117. Rouffaer, *op. cit.*, blz. 316.

(18) *Eindrésomé*, II, blz. 112.

(19) Schrieke, *op. cit.*, pp. 163—168.

(20) Moertono, *op. cit.*, p. 116. 一八三二年の王侯領のマンジャカルタはスラカルタで領地全体の一五%、シロジャカルタはスラカルタの一部分を優先的に所有する権利を認めつつも、その完全な封地の中継ぎとは認めない。

王族と官僚の封地および直營地の内訳をチャチャ数で示す。

	スラカルタ	シロジャカルタ
王族の封地	13440 (100人)	6800 (280人)
官僚の封地	17600 (2008人)	16000 (2586人)
王の直營地	5600	6000
合計	36640	28800

(出典) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 307 より作成。

- (21) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 305 Moertono, *op. cit.*, p. 116.
 (22) Rouffaer, *op. cit.*, blz. 303.
 (23) *OMW*, IX, blz. 112.
 (24) Schrieke, *op. cit.*, p. 138.
 (25) *Ibid.*, p. 131.
 (26) Moertono, *op. cit.*, p. 146.

むすびにかえて

小論では、マタラム国家における支配体制について、第一に、その実力的支配を正統化する固有の支配原理、第二に、土地所有関係の階層的編成に規定された支配階級による権力分有と王権の専制的性格を指摘した。かかる特徴は、当該社会の歴史的な性格を考える上で踏まえるべき論点であろうと思われるが、しかし今なお検討すべき重要課題も残されている。

ひとつには、社会構造の性格を規定する上で重視すべき直接

生産者の存在形態の問題がある。家族労働力を再生産の基本単位とするような小農民経営がどの程度展開しているのか、逆に中核的農家に寄生する隷屬度の強い農民層（ムヌンペン等の名称で知られる隷屬農民）の農業生産に占める比率、あるいは戦争捕虜（「奴隸」の生産的労働への関与如何といった点が重要であろう。さらには、国家の構造的特質に関連して、王の専制的権力と地方支配者の領域的支配との矛盾（対抗）ということの内容も歴史的に検討してみる必要がある。そうでなければ、専制的国家権力という特徴が超歴史的に理解される危険性がある。要するに、これらの課題の検討を通して、社会構造の発展的契機をより明確にすることが必要であろう。

知りうる史実が断片的であるために、小論では課題の動態的分析に欠けているが、今後新たな史料発掘と共に再検討したいと考えており、小論はあくまでそのための覚書にすぎない。